

# 特別委員会規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第43条に定める特別委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 委員

### (選任)

第2条 各委員会に、つぎの委員を置く。

委員長 1名

委員 20名以内

2 委員長及び委員は、理事会の決議により、会長が委嘱する。

### (任期)

第3条 委員の任期は委嘱の日から開始し、委嘱の日以降、最初に本連盟理事の任期が満了する年に属する3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

## 第3章 委員会

### (所管事項)

第4条 本連盟の特別委員会及びその所管事項は、別紙に定めるとおりとする。

2 特別委員会は、各専門事項について調査研究、協議及び審査を行い、理事会に意見を具申する。

### (決議)

第5条 各委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が必要と認めた場合に招集して、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。

3 会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は委員会に出席して意見を述べることができる。

4 本規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

## 第4章 雑則

(別の定め)

第6条 本連盟は、各特別委員会の組織及び運営に関し、本規程と別に規程を定めることができる。

## 第5章 規程の改廃

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規程は、2024（令和6）年10月12日より施行する。但し、本規程第3条は、2025（令和7）年4月1日以降に委嘱された各委員会の委員長及び委員に適用される。
  - 2 本規程の施行と同時に、財務委員会規程、危機管理委員会規程、選手選考委員会規程、指導者養成委員会規程、アンチ・ドーピング委員会規程、倫理委員会規程及び次世代構想委員会規程は、これを廃止する。
  - 3 本規程は、2025（令和7）年6月14日より一部改定施行する。

別紙（第4条第1項）

特別委員会名	専門事項	所管事項（専門事項の具体的内容）
財務委員会	財務に関する専門事項	① 広告募集に関すること ② 免税募金募集業務の計画・推進に関すること ③ その他広告及び募金の募集関係諸事業の目的達成に必要なこと
危機管理委員会	安全対策及び事件・災害発生時の対応に関する専門事項	① 安全対策に関すること ② 事件・災害発生時の対応に関すること ③ その他危機管理の目的達成に必要なこと
選手選考委員会	本連盟定款第4条第1項第3号に規定された水泳競技に関する国際競技大会等に対する代表参加者の選考に関する専門事項	① 選手選考基準についての審議、決定に関すること ② 選手選考基準に基づく選考の実施に関すること ③ 選手選考に関する審議、決定に関すること
指導者養成委員会	「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づく、水泳指導者の養成と資格認定に関する専門事項 但し、指導者養成委員会は、所管事項①から④の実務を専門委員会に委譲することができる。	① 専門科目の講習の企画、運営に関すること ② 専門科目の履修カリキュラム、教材、講師に関すること ③ 講習、試験、検定の実施ならびに合否判定に関すること ④ 資格更新者の研修及び登録に関すること ⑤ 資格認定についての審議、決定に関すること
倫理委員会	倫理規程に基づく調査及び処分案の答申等の手続きに関する専門事項	① 倫理規程の整備及び運営に関すること ② 倫理規程に基づく調査及び処分案の答申等の手続きに関すること ③ 倫理・社会規範意識の啓発活動に関すること
次世代構想委員会	次世代の組織運営に関する専門事項	① 次世代構想策定に関すること ② その他次世代の組織力向上の目的達成に

		必要なこと
資格審査委員会	本連盟が付与する指導者資格（但し、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づく指導者資格は除く。以下同様とする。）、審判員資格及びこれらの資格を認定する者の資格に関する専門事項	<p>① 本連盟が付与する指導者資格の認定についての審議、決定に関すること（但し、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づく指導者資格は除く。）</p> <p>② 本連盟が付与する審判員資格の認定（昇格を含む）、取消しについての審議、決定に関すること</p> <p>③ 本連盟から世界水泳連盟に対する国際審判員の推薦についての審議、決定に関すること</p> <p>④ 本連盟による国内及び国外競技会への審判員の派遣についての審議、決定に関すること</p> <p>⑤ ①又は②の資格を認定する者の資格の認定についての審議、決定に関すること</p>